

不公正な取引方法における市場の画定

波光巖

目次

- 一 考え方
- 二 ビル管理契約の継続拒絶等に関する差止請求控訴事件
- 三 審判決における市場の画定
- 四 おわりに

一 考え方

ア、独占禁止法の違反行為の成立要件として「一定の取引分野における競争の実質的制限」又は「公正競争阻害性」が存在することが必要である。「競争の実質的制限」とは、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者団体が、その意思である程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右するところによって、市場を支配することができると状態をもたらすこと」（東宝ほか一名事件・昭和二八・一一・七東京高判・審決集五一一一八）をいうものであり、また、「公正競争阻害性」とは、旧二条六項五号の不正な競争方法の解釈として示されてものであるが、「その競争制限が、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものと認められる程度のものである必要はなく、ある程度において公正な自由競争を妨げるものと認められる場合で足りる」（第一次大正製薬事件・昭和二八・二・二〇審判審決・審決集四一一一九）ものと解されている。両要件の差は、競争制限効果の程度であると理解してよいであろう。

「一定の取引分野における競争の実質的制限」の要件の充足性を証明するときには、当然のことながら法定要件である「一定の取引分野」たる市場を画定させる必要がある。一方、「公正競争阻害性」の場合は法律要件として市場を画定させるべきことは規定されていない。しかしながら、公正競争阻害性は、市場における公正競争阻害性をいうものであるため、当然不公正な取引方法が行われる市場を前提としており、公正競争阻害性をいうためには行為類型によっては前提としての市場を画定させる必要がある場合がある。

不公正な取引方法には様々な行為類型があり、例えば、再販売価格の拘束のようにブランド内の競争制限が直ちに違法となるものや、競争手段の公正性を阻害する行為については、行為の性格から公正競争阻害性があるために、市

場の広がりを考慮する必要はない。すなわち、不公正な取引方法の種類によって前提となる市場は様々であり、したがって、一般指定の適用に当たって、市場を画定させる必要がある場合とそうでない場合とがあると思われる。市場の画定は、公正競争阻害性の存在をいうためにその前提としてなされてきたが、従来必ずしも意識的になされているとはいい難いところがあると思われる。しかし、行為類型によっては市場の画定を必要するものがあるので、そのような場合には公正競争阻害性の存在をいう前提又は過程において市場が画定され、又は示される必要がある。イ、不公正な取引方法・一般指定の成立要件ある公正競争阻害性の具体的内容は、次のような三のいずれかの側面があると解されている。

- ① 事業者相互間の自由な競争が妨げられないこと及び新規参入も妨げられないことを侵害するおそれがあること（自由な競争の確保）
- ② 自由な競争が能率競争により秩序付けられていることが必要であり、かかる観点から競争手段として不公正であること（競争手段の公正確保）
- ③ 取引主体により取引の諾否・取引条件について自主的に判断されることが侵害されていること（自由な競争基盤の確保）

そして、公正競争阻害性が、主として、①に求められるものとして、一項〜七項・一一項〜一三項、②に求められるものとして、八項〜一〇項、一五項・一六項、③に求められるものとして、一四項であると考えられている。⁽¹⁾

一般指定の行為類型のうち、公正競争阻害性について②の競争手段の不公正を問題とするものについては、その「市場」を特に問題とする必要はなく、「市場」の画定が必要となるのは①及び③の場合であると考えられる。

もつとも、「市場」が問題となるか否かは、一般指定の各行為類型の公正競争阻害性をいかに解するかによって異

なってくるものであるので、論者により異なる見解がありうると思われる。

ウ、不公正な取引方法における市場を考える場合においても、私的独占及び不当な取引制限における「一定の取引分野」の考え方を参考にすればよいと思われる。すなわち、市場は、(ア)取引の対象(商品・役務)、(イ)取引の地域、(ウ)取引の段階、(エ)取引の相手方に区分して考えればよい。ただし、不公正な取引方法における市場の把握方は、私的独占及び不当な取引制限の場合と全く同一だということではない。

不公正な取引方法の前記イの①②③の分類については、各行為類型における公正競争阻害性の主要な側面からの分類であること、及び行為類型によっては、例えば一三項のように多様な行為に適用されるものがあり、どのような行為に適用するかによって市場との関係が問題となる場合とそうでない場合とがありうると思われ、注意を要する。

エ、「ビル管理契約の継続拒絶等に関する差止請求事件」では、市場の画定が必要との判示が行われた。以下ではこの判決を検討し、しかる後不公正な取引方法・一般指定の各行為類型について、市場の画定を必要とするのはどういふ場合か、また、審判決においてどのように市場が画定されてきたかについて検証し、若干の問題点を探ってみたいと思う。

二 ビル管理契約の継続拒絶等に関する差止請求控訴事件⁽²⁾

Y1(汐留)(被控訴人)は、東京都港区汐留地区の地権者が設立した会社であり、Y2(大塚)(被控訴人)は、Y1の株主でありかつ代表取締役である。Y1はウインズ汐留(本件ビル)を建設し、場外馬券売場としてこれを日本中央競馬会(JRA)に一棟貸しした。JRAは貸料額補てんの趣旨をも含め本件ビルの管理業務をY1に委託

し、Y1はJRAの子会社であるAに再委託し、AはX（ユー・エス・システム）（控訴人）に再々委託した。ところが、Y2はAに指示し、AとXとの委託契約を拒絶させた。そこで、Xは、Y1・Y2・Aの行為は共同してXとの委託契約を拒絶したものととして、不公正な取引方法一般指定一項一号に該当し（他にも一三項及び一五項該当性を主張した）、独占禁止法一九条に違反するとして、同法二四条に基づき委託契約拒絶の差止請求をしたが、第一審の東京地裁では請求が棄却された。

東京高裁判決は、被控訴人とAとが競争関係にある事業者ということとはできないから、その余について判断するまでもなく控訴人の主張は理由がないとし、その他次のようにも述べた。

「控訴人が供給するビルの管理業務は、代替性のない業務とはいえず、参入障壁も高いとはいえないこと、本件ビルの管理業務は他のビルの管理業務に比べて特殊な業務とはいえないこと、地域的にみても本件ビル管理業務や本件地区内ビル管理業務のみについて市場が形成され、その中で競争が行われているとはいえないことからすれば、Aによる控訴人との取引の拒絶は公正な競争を阻害するおそれがあるものとはいえないから、控訴人の主張はこの点からも理由がない」

「控訴人は、独占禁止法二四条に基づく差止請求については、市場の画定を要件とすべきではないとか、その主張立証責任を差止請求を求められた側に負わせるべきであると主張する。しかし、独占禁止法は公正かつ自由な競争を促進するために競争を制限ないし阻害する一定の行為及び状態を規制する法律であり、競争が行われる場である市場を画定しない限り公正競争阻害性の判断は不可能であるから、市場の画定を要件とせずに差止請求を認めるべきであるとの主張は採用できないし、差止請求という重大な結果を招来する請求について、市場の画定の主張立証責任を差止請求を求められた側に負わせるべきであるとの主張も採用できない」

本件ビルの管理業務については、Y1とJRAとの間で、JRA—Y1—Aの順でこれを委託し、AはY1の指定する業者に委託することについて合意が成立し、Aもこれに従っていたもので、これら三者間の委託関係は固定しており、AはY1の指定する業者以外に本件ビル管理業務を委託することは考えられなかったというのであるから、Y1・Y2による取引拒絶は、いわば単独の取引拒絶といふべきである。単独の取引拒絶が正当な理由なしに行われた場合は、民事上の損害賠償の対象となる場合があるが、独占禁止法上は契約自由原則の立場から限定されており、①違法目的達成手段としての取引拒絶、②特定事業者の市場支配力強化のための取引拒絶、③独占的又は有力事業者による取引拒絶等の場合に違法となる。⁽³⁾

Xは、共同の取引拒絶に該当すると主張したが、共同の取引拒絶でないことは判示のとおりである。共同の取引拒絶は「正当な理由がない」ものとして原則違法と解されているが、原則違法となるのは、市場における相当数の供給者が共同して取引拒絶を行うことにより、特定の事業者の事業活動が困難となるような場合である。共同の取引拒絶が行われた場合であっても、被拒絶者がその他の供給者から供給を受けることによって事業活動を行うことができるような場合は、一般指定一項には該当しない。被拒絶者としては、当該市場においては他の供給者から供給を受けられないことを証明した場合でなければ同項該当を是認できない。その意味において、行政措置を行う公正取引委員会及び民事訴訟における原告において、市場の画定の主張立証責任を負うものと考えられる。

本件の場合は、Xは、Y1・Y2により取引拒絶されても、Y1—Xの市場は成立しておらず、Xは汐留地区で他のビル又は汐留地区以外でもビル管理業務を行うことができる（市場はY1—Xより広いが、画定されていない）とされたものである。

三 審判決における市場の画定

以下では、各行為類型について、審判決においてどのように市場が画定されてきたか、あるいは示されてきたかを検証し、若干の問題点を探ってみたい。ただし、不公正な取引方法の主要な適用場面について述べたものであり、例えば、一三項のように様々なケースに適用されるすべての場面について網羅的に述べているものではない。

(1) 共同の取引拒絶

○新潟市所在のタクシー事業者に対する排除措置命令（平成一九・六・二六審決集未搭載）

本件は、新潟交通圏（新潟市、新潟県豊栄市、同蒲原郡亀田町、同蒲原郡聖籠町の区域）においてタクシー事業を営む二一社が、同地域でタクシー事業を営む低額運賃三社を共通乗車券事業から閉め出すために、従来共通乗車券事業を行っていた会社を解散させ、新たに同事業を行う三社（新潟交通圏において共通乗車券事業を行なうものはこの三社しかない）を設立し、三社に低額運賃三社とは共通乗車券事業に係る契約の締結を認めさせないこととしたことが、一般指定一項二号に該当するとされた事件である。⁴

本件においては、①取引の対象は、共通乗車券事業であること、②取引の地域は、新潟交通圏であること、③同地域において共通乗車券事業を行うものは、違反行為に係る三社以外に存在しないことが記載されており、同項該性をいうにはこれで十分であると思われる。

○ロックマン機械の取引拒絶事件（平成一二・一〇・三一勧告審決・審決集四七―三一七）

本件は、施工現場の状況からロックマン工法によることが適している状況がある下で、ロックマン工法協会施工部

会に加入する一七社及びわが国におけるロックマン工事施工業者向けに販売されるロックマン機械の大部分を販売しているワキタが、非会員がロックマン工事を施工することができないようにするため、①一七社は非会員に対しロックマン機械の貸与及び転貸を行わない、②ワキタは非会員に対しロックマン機械の販売及び貸与を行わないこととしたことが、一般指定一項一号及び二項に該当するとされた事件である。

本件においては、①取引の対象は、ロックマン工法に用いるロックマン機械であり、施工現場の状況からロックマン工法によることが適している状況があること、②ワキタがわが国におけるロックマン工事施工業者向けに販売されるロックマン機械の大部分を販売していることが記載されており、これらの記載により、一七社及びワキタの行為がロックマン工法による施工という限定された市場の公正な競争を阻害するものであることが認定されている。

ただし、一七社がわが国におけるロックマン工事の施工業者の大部分であること（これらが非会員に対しロックマン機械の貸与及び転貸を行わないこととした）が、（審決全体を通じて推測はできるが）明示されていない。

(2) 単独の取引拒絶

その他の取引拒絶（一般指定二項）、排他条件付取引（同一一項）、拘束条件付取引（同一三項）（販売地域制限や販売先制限等を行う場合）は、「市場における有力な事業者」が行った場合に違法となる（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成三・七・一〇公正取引委員会事務局）（以下「流通ガイドライン」という）第一部第三の二、第四の二（注7））。

（注7）によると、「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、当該市場（行為の対象となる商品と機能・効用が同様であり、地理的条件、取引先との関係等から相互に競争関係にある商品市場）におけるシエ

アが一〇%以上又はその順位が上位三位以内であることが一応の目安となるとする。
したがって、上記条項の該当をいうためには、行為主体が上記基準により市場における有力な事業者であることを明らかにする必要がある。

○前記「ロックマン機械の取引拒絶事件」

○丸亀青果事件（昭和四二・四・一九審判審決・審決集一四一六四）

丸亀青果は、丸亀市内で青果物の卸売業を営むものであり、同市内における主要な青果物販売業者を仲買人としており、その取引高は同市内におけるせり市場取引の大部分を占めている。丸亀青果は、同社の株主である仲買人一〇人が商法の規定に基づく株主権を行使したことに対し、そのことを理由に一〇人との取引を停止した。取引停止された仲買人は丸亀青果以外から青果物を仕入れる場合には、多大の時間・労力がかかる、歩合金がない、当該市場の仲買人に口銭を支払う、品物がそろわない等のことから営業に著しい支障をきたすこととなった。この事件について、丸亀青果の行為は一般指定旧一に該当するとされた。

本件では、①取引の対象は丸亀市内における青果物のせり取引であること、②丸亀青果の青果物の取引高は同市内におけるせり市場取引の大部分を占めていること、③丸亀青果から引停止された仲買人は営業に著しい支障をきたすこととなったことが認定されており、丸亀青果の取引停止行為は丸亀市内における青果物のせり取引の公正な競争を阻害するものであることの要件が明らかにされている。

(3) 排他条件付取引

○北海道新聞社事件（昭和二九・一二・二三東京高判・審決集六一八九）

北海道新聞社は、北海道内において発行される全ての新聞の五六%、札幌市内のその四五%を占め、道内全新聞販売店の九〇%をいわゆる系統店としていて、従来合売制が維持されてきたところで、同社が各新聞販売店に対し自己と取引する限りタイムス紙を扱わないことを取引条件とした。このためタイムスは、自己の道内の販売について、北海道新聞社と取引のある既存の合売店を用いることができなくなり、これに対処するためには、新たに直売もしくは専売の販売制を採るか、又は同社と取引のない別個の合売店を見出してこれによってその販路を開拓せざるをえなくなり、かくして北海道という特殊の立地条件と相まってタイムス社がその商品たる新聞の販売において市場を見出すことは北海道新聞社のこの人為的措置によって妨げられることになった。よって、北海道新聞社の行為は、旧二条六項五号（不当な排他条件付取引）に該当することとされた。

以上の判示においては、北海道において新聞の販売において卓越した地位にある北海道新聞社が新聞販売店と排他条件付取引を行った行為が違法とされたものである。

○東洋精米機による審決取消請求事件（昭和五九・二・一七東京高判・審決集三〇―一三六）

本件は、食糧加工機を製造販売する東洋精米機が取引先特約店に対し、競合する他社製品を取り扱わないこととした事件である。審決が、食糧加工機の製造販売のうち、精米機について、需要者全体に対し製品を供給するという取引の場よりさらに限定された、販売業者を通じて小型精米機を米穀小売業者に供給するという独立の取引の場があることを認定した上で、そこでの東洋精米機のシェアを二八%と認定したことについて、判決は、同シェアの認定に

実質的証拠がないとした。被告公取委は販売比率の認定の基礎となつた資料に多少の誤差があつたとしても原告が小型精米機の販売において有力な地位にあることは十分に認定しうると主張したのに対し、判決は、原告の占める正確な比率を明らかにする証拠が存しない以上原告の地位等に関して認定することはできないとした。

本件は、販売業者を通じて全国に小型精米機を米穀小売業者に供給するという独立の取引の場たる市場の存在は認定されたが、そこでの東洋精米機のシェアを認定する実質的証拠がないとされたものである。排他条件付取引の違法をいうためには、同市場において東洋精米機が有力な地位を占めていることが実質的証拠により認定されなければならない。

(4) 拘束条件付取引

○育児用粉ミルク事件（昭和五二・一一・二八審判審決・審決集二四―六五・八六・一〇六）

育児用粉ミルクの販売において、全国シェア四六％で一位の明治乳業、同三〇％で二位の雪印乳業、同一八％で三位の森永乳業が、いずれも一店一帳合制を実施した行為が一般指定旧八に該当するとされた。

本件のようなブランド内の競争制限が違法とされるのは、ブランド間競争があまり期待できないような市場の状況において市場における有力事業者がブランド内の競争制限を行う場合には、その競争制限効果が市場全体に及ぶことにより当該市場全体の公正な競争が阻害されるが故である。その意味において違反行為者が当該市場において有力な事業者であることが認定される必要がある。

右の行為は、市場における有力事業者が行う場合は、流通ガイドラインに照らせば違法である。有力事業者が一店一帳合制を行った場合に違法とされるのは、前記のロジックにより、「これによつて当該商品の価格が維持されるお

それがある」(流通ガイドライン第二部第二の四(二))からである。したがって、排除措置命令や審決においては、行為者の市場におけるシェア及びその順位を示すだけでなく、「取引先販売業者の取引の相手方を拘束し、その競争を制限し、これによって当該商品の価格が維持されるおそれがある」ことが明記される必要がある。同様なことは、「仲間取引の禁止」(流通ガイドライン第二部第二の四(三))の違法をいう場合にもいえる。

拘束条件付取引でも、広告・表示の方法について制限を行うことにより価格が維持されるおそれがある場合は、原則として違法とされる(流通ガイドライン第二部第二の五(三))。このような行為は、再販売価格の拘束と同様に考えられている⁽⁵⁾。したがって、このような行為の主体は市場において有力な地位にあることを要しない。

○東北セラー事件(平成九・一一・五勧告審決・審決集四四―二七五)

東北セラーは、第一種電気通信事業の許可を受けて東北地方で携帯電話サービスを提供するとともに携帯電話機を販売している事業者であるところ、携帯電話機の市場価格の安定を図るため、代理店等が携帯電話機を販売するに当たって新聞折り込み広告、新聞広告、店頭等において表示する販売価格について、機種ごとに下限価格を定め、同価格を下回る価格で価格表示を行わせないこととしたことが、一般指定一三項に該当するとされた。

東北セラーは、東北地方で携帯電話機の販売において有力な事業者であると考えられるが、そのことは審決では触れられていない。この種の行為を原則違法とする立場からは、その認定は法適用に当たっての要件ではなくなる。

(5) 差別対価(一般指定三項)、取引条件等の差別取扱い(同四項)、事業者団体における差別取扱い等(同五項)、不当廉売(同六項)、不当高価購入(同七項)

これらの行為は、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合に成立すると解される。したがって、当該行為により同種・類似の商品・役務の販売を行う事業者の事業活動が困難になるおそれがあることが明らかにされる必要がある。なお、最近の不当兼売事件では、行為者が有力な事業者であることが認定されている。

(6) 欺まんの顧客誘引(一般指定八項)、不当な利益による顧客誘引(同九項)

これらの行為は、競争者の顧客(事業者たる需要者又は一般消費者)を不当に誘引する、競争手段の公正性を阻害する行為である。これらの行為は行為の性格から常に公正競争阻害性があるといえる。したがって、これらの行為については、外形的な行為要件の充足性さえ認定すれば良いのであって、特に「市場」を問題にする必要はないと考えられる。

(7) 抱き合わせ販売等(一般指定一〇項)、競争者に対する取引妨害(同一五項)、競争会社に対する内部干渉

(同一六項)

これらの行為類型については「不当」性が要件とされている。しかし、これらの行為は私見では競争手段の公正性を阻害するものであるので、八項・九項と同様に原則違法と解すべきであると考えられる。これらの行為については、例えば、排他条件付き取引のように、市場において有力でない事業者が行う場合には販売促進による競争促進効果認められるが故に違法とされないような事情は存在せず、それ自体に競争阻害の実質性があると考えられるから、原則

として違法とすべきである。

右のようなことは、同一の指定の解釈・適用に当たってもいえることである。指定においては公正競争阻害性の要件を表す文言として「正当な理由がないのに」及び「不当に」が用いられ、原則として公正競争阻害性の存在が認められる行為類型すなわち原則違法となる行為については「正当な理由がないのに」との文言が用いられ、また、公正競争阻害性の存在を個別に判断する行為類型については「不当に」との文言が用いられているが、この点については固定的に解釈すべきではない。⁶⁾ すなわち、指定されている行為類型の中には多様な形態の行為が含まれているものがあり、当該行為類型について「不当に」の文言が用いられている場合であっても、行為形態によっては原則として公正競争阻害性があると認めるべき場合がありうると考えられるからである。

(8) 再販倍価格の拘束 (一般指定二二項)

再販売価格の拘束については、流通ガイドライン第二部第一の二(二)において、「メーカーが流通業者の販売価格(再販売価格)を拘束することは、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となる」と規定する。これは、当該行為者の市場における地位に係わりなく違法であり、特に市場における地位を考慮する必要がないことを意味する。現実の運用においても、その様に行われている。

(9) 優越的地位の濫用 (一般指定一四項)

優越的地位の濫用行為については、同行為の行われる市場の範囲及び優越的地位の判断に関して、流通ガイドライン等で定められているので、これらを参考にして定めることになる。流通ガイドライン第二部第五の二では、「当該

納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難となることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該小売業者の要請が自己にとつて著しく不利益なものであつても、これを受け入れざるをえないような場合であり、その判断に当たつては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する」と定められている。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定的不公正な取引方法」の運用基準（平成一七・六・二九事務総長通達九号）第一の二（二）では、「①納入業者の売上高、②納入業者の当該大規模小売業者に対する取引依存度、③当該大規模小売業者を取引先とするものの納入業者にとつての重要性、④納入業者の取り扱う商品の需給関係等を総合的に勘案することになる」と定められている。

優越的地位の濫用行為は、相対的に優位にある特定の事業者による濫用行為を問題とするため、その市場は当該事業者と取引関係のある事業者との取引といった狭い範囲である。その狭い市場範囲における優越的地位の濫用行為によつて相手方の事業活動に著しい不利益を受けるか、事業経営が困難となるおそれがないかが判断される。よつて、排除措置命令・審決においては、前記流通ガイドライン及び運用基準を参考にして、違反行為者の市場における地位、その取引の相手方との取引の状況、取引関係変更の可能性等をできるだけ詳細に示す必要がある。

○三越事件（昭和五七・六・一七同意審決・審決集二九―三二）

三越は、わが国の百貨店業界において、一位・小売業全体では二位を占めており、老舗として高い信用をえている。納入業者にとつては、三越は極めて有力な取引先であり、同社と納入取引を行うことを強く望んでいる。三越からの納入業者に対する要請が不利益なものであつても、納入業者としては、同社との商品の納入取引を継続して行う立場上、その要請受入を余儀なくされている。その下において、三越は納入業者に対し、押し付け販売、経済的利益の提

供の要請を行った。

上記の事実認定に対し、一般指定旧一〇該当が認定されている。

本件審決においては、市場としては、三越と商品納入業者の納入取引という限定された市場であり、三越が納入業者に対し優越的地位にあり、納入業者の取引関係変更の可能性がない状況の下に、三越の濫用行為が行われたことが認定されている。

四 おわりに

不公正な取引方法における市場の画定の必要性は、条項により、また、条項の解釈によっても異なってくる。しかしながら、市場の画定が必要とされる場合には、それは違反の成立要件であり、「意識的に」なされる必要がある。

不公正な取引方法における「市場」も、(ア) 取引の対象(商品・役務)、(イ) 取引の地域、(ウ) 取引の段階、(エ) 取引の相手方ごとに成立すると考えられることは前述した。このうち、特に(ア)及び(イ)については、公正競争阻害性を問題とするが故に私的独占及び不当な取引制限における「一定の取引分野」よりも一般的に狭い範囲であると考えられる。例えば、取引の対象については、タクシー事業における共通乗車券事業、掘削工法におけるロックマン工法、精米機の需要者全体に対して製品を供給するという取引よりさらに限定された販売業者を通じて小型精米機を米穀小売業者に供給するという取引等のようにである。また、取引の地域については、事業者団体が一定の取引分野における競争の実質的制限行為を行った場合には八条一項一号が適用されるが、一定の取引分野を形成しない地域における事業者団体が公正な競争を阻害する「不当な」構成事業者の機能活動の制限行為を行った場合には

八条一項四号が適用されることからもいえることである。

不公正な取引方法の該当性についても、要件事実はすべて明確に示されなければならない。事件ごとに、取引の対象、取引の地域等を実質的証拠により画定し、明示しなければ、被審人・被告の防御が妨げられることになる。

- (1) 田中寿『不公正な取引方法一般指定の解釈』商事法務研究会一〇〇一―一頁。
- (2) 平成一九・一・三一東京高判・審決集五三―一〇四六。この事件に関する評釈としては、白石忠志「独禁法事例の勘所」法学教室三二六号九三頁、土佐和生「不公正な取引方法の成立に市場の画定が必要とされた事例」ジュリスト一三五四号二七一頁がある。
- (3) 拙著「単独の取引拒絶」『競争法の現代的諸相(下)』信山社六二五頁。
- (4) 低額運賃三社が同地域においてタクシー事業から完全に閉め出された場合には私的独占となろう。
- (5) 山田昭雄ほか『流通・取引慣行に関する独占禁止法ガイドライン』(商事法務研究会)一八八頁。
- (6) 田中寿前掲(1)九〇―一〇頁。